

国際緊急援助活動等実施の態勢整備方針

1 国際緊急援助活動及び国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送（以下「援助活動等」という。）の実施の態勢整備内容

(1) 各自衛隊の機能区分等

被災地の一般的所要を考慮し、次の援助活動等を実施し得るものとする。

ア 陸上自衛隊：①医療活動、②空輸活動、③医療、空輸又は給水活動を組み合わせた活動。

イ 海上自衛隊：①国際緊急援助活動を実施する部隊（以下「援助活動部隊」という。）の海上輸送、②援助活動部隊への補給品等の海上輸送、③自衛隊以外の国際緊急援助隊の人員又は物資の海上輸送。

ウ 航空自衛隊：①援助活動部隊の航空輸送、②援助活動部隊への補給品等の航空輸送、③自衛隊以外の国際緊急援助隊の人員又は物資の航空輸送。

エ 要員派遣：医官等の技術専門家の小規模派遣及び他自衛隊への支援については、必要に応じて各自衛隊等で分担の上実施

(2) 態勢の規模（基準）

後記運用方針に従い、次の規模により援助活動等を実施し得るものとする。

ア 陸上自衛隊

航空自衛隊のC-130H×6機による最大3回の折り返し輸送並びに海上自衛隊の輸送艦2隻（ただし、おおすみ型輸送艦の場合は1隻）及び補給艦1隻により派遣可能な規模であって、医官13名（各種傷病等に対し適切に対処できる医官及びその他の医療従事者を派遣し得る態勢を準備する。この際、特に感染症や、小児、女性への対応も配慮する。）、UH-1×2機、CH-47×3機及び浄水セット×2セットによる活動を最大限とし、その範囲内で自己完結的に上記(1)アの援助活動を行い得る規模

イ 海上自衛隊

輸送艦(LST)×2隻（ただし、おおすみ型輸送艦の場合は1隻）、補給艦(AOE)×1隻により上記(1)イの活動を行い得る規模

ウ 航空自衛隊

C-130H×6機により上記(1)ウの活動を行い得る規模

(3) 態勢維持の担任

態勢維持の主な担任は、次のとおりとする。

ア 陸上自衛隊：各方面隊（半年毎の持ち回り）

イ 海上自衛隊：自衛艦隊・各地方隊

ウ 航空自衛隊：航空支援集団

(4) 派遣を円滑に実施するための措置

災害の発生に際し自衛隊が派遣される場合には、円滑かつ迅速に実施し得るよう、各幕僚監部所定により、援助活動等実施部隊編成の準備（要員候補者の指定、要員候補者に対する予防接種、旅券の事前取得等の措置の実施を含む。）、情報収集（地誌、国外運航に関する資料等の整備を含む。）、装備品等の整備、調達、集積等、所要の教育訓練等に関し必要な措置を実施する。

2 態勢整備の前提となる運用方針

(1) 指揮等

援助活動等実施部隊に関する指揮関係は、現地活動部隊は長官直轄、輸送等の支援部隊は原則として現行の指揮系統とし、各自衛隊相互の関係は協同を基本とする。

(2) 派遣を想定する地域

- 主として、アジア及び大洋州の開発途上地域とする。
- (3) 援助活動等実施部隊の規模等の決定
援助活動等実施部隊の規模等については、保持している態勢の範囲内において、被災国からの要請の内容、被災地域の状況、被災地域において得ることが可能な支援等を踏まえ、外務省との協議により、その都度判断する。
- (4) 派遣の要領
派遣は、次の要領により、可能な限り速やかに実施するものとする。
- ア 先遣隊
派遣命令後48時間以内に、主力部隊の受け入れ、情報収集、連絡調整等を任務とする先遣隊を、C-130H×2機により出発させる。
- イ 主力部隊
派遣命令後5日以内に、主力部隊の出発を開始する。主力部隊の輸送の順序については、逐次到着する部隊の自己完結性に留意しつつ、援助活動の速やかな実施を優先する。
- ウ 連絡員等
援助活動等の円滑な実施のため、必要に応じ、被災地及び経由地に調査要員、連絡員等を派遣する。また、必要に応じ、経由地における整備等のための部隊を派遣する。
- エ 準備指示
派遣に際して、長官から準備指示が発せられた場合は、状況に応じ、派遣予定部隊の編成準備、派遣予定部隊の物資の集積とC-130H等への搭載、CIQ手続きの準備等を実施する。
- (5) 派遣所要期間
派遣命令後、主力部隊が、概ね2週間以内に被災地域に到着することとする（じ後必要に応じて後方支援機能を強化する。）。)
- (6) 派遣（輸送）手段
C-130H及び海上自衛隊の艦艇による輸送とする。ただし、状況により、民間の航空機等の活用を考慮する。
- (7) 被災地域における活動
被災地域における活動については、外務省等関係機関、被災国政府等との緊密な連携の下に行う。
- (8) 活動期間
被災地域における援助活動の実施期間は、主力到着から概ね3週間程度を目途とする。
- (9) 補給等
必要に応じてC-130H、民間の航空機等を活用して補給物資等の追加輸送を行う。また、状況によって、補給等のため補給艦（AOE）を派遣する。
- (10) 通信
ア 被災地域、経由地等と防衛庁本庁との間の通信
被災地域及び経由地の部隊並びに航行中の航空機・艦船と防衛庁本庁等との間の通信は、民間通信系（通信衛星等を含む。）及びHF系を使用する。
イ 被災地域及び経由地内の通信
被災地域及び経由地内の通信は、原則として、各自衛隊の通信機器を使用するが、必要に応じてその他の手段で補完する。
- (11) 自衛隊以外の国際緊急援助隊に対する輸送支援
自衛隊以外の国際緊急援助隊に対する輸送支援は、自衛隊によるほかに手段がない場合、自隊輸送に準じて実施する。

自衛隊が実施した国際緊急援助活動等の実績

(2006. 3. 1現在)

		派遣期間	人数	主な業務内容
ホンデュラス国際緊急援助	医療部隊	平成10年11月13日 ～同年12月9日	80人	・ホンデュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人	・本邦からホンデュラスまでの間の医療部隊の装備品等の航空輸送 ・米国からホンデュラスまでの間の装備品等の航空輸送
トルコ国際緊急援助（物資輸送）	海上輸送部隊	平成11年9月23日 ～同年11月22日	426人	・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助	物資支援部隊	平成13年2月5日 ～同月11日	16人	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人	・援助物資及び支援部隊等の輸送
イラン国際緊急援助（物資輸送）	空輸部隊	平成15年12月30日 ～16年1月6日	31人	・イラン・イスラム共和国における国際緊急援助活動に必要な物資（テント等）の航空輸送
タイ国際緊急援助	派遣海上部隊	平成16年12月28日 ～17年1月1日	590人	・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際緊急援助	統合連絡調整所	平成17年1月6日 ～ 同年3月23日	22人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整 ・国際緊急援助活動等に係る関係機関、外国軍隊等との連絡調整
	医療・航空援助隊		228人	・援助物資等の航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資等の輸送
	空輸部隊		82人	・援助物資等の航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助	海上派遣部隊	平成17年8月5日 ～同月10日	346人	・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助	航空援助隊	平成17年10月12日 ～同年12月2日	147人	・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送

- (注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、このほか復旧要員をシンガポールに派遣した。
2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者も含む。